武蔵野市子ども支援連携会議の和4年度報告書

#### 目次

- 01 武蔵野市子ども支援連携会議報告(令和4年度) 1ページ
- 02 報告資料 5ページ〜資料編① 各課でのヤングケアラーに関する研修実績一覧(令和4年度) 7ページ資料編② ヤングケアラーへの支援について(○○課研修資料) 9ページ
- 03 設置要綱 13ページ
- 04 名簿 17ページ
- 05 検討経過 19ページ

子ども支援連携会議で調査・検討を行ったので、武蔵野市子ども支援連携 会議設置要綱第2条に基づき、以下のとおり報告する。

#### 1 検討経過

令和4年度は部会を設置せず、令和3年度に引き続きヤングケアラーへの支援について検討を行った。とくにヤングケアラーに関する周知啓発については、ワーキングを設置して検討し、関係者への研修会等を実施した。また、子ども支援連携会議以外で実施する関連する取組みについて、会議で実施状況を共有した。

#### 2 ヤングケアラーへの支援について (検討結果)

#### (1)子ども支援連携会議における検討

- ○令和3年度に示された方向性に基づき、令和4年度は関係機関への啓発についてワーキングで検討を行い、各部署で実施することとした。一方、子どもへの啓発については実施せず、まずは教育委員会で教職員向けの研修を行うこととした。
- ○関係機関への啓発を行う前提として、ヤングケアラーへの支援に関する 各部署の役割について整理した。その結果、支援の中心となる部署は子 ども子育て支援課子ども家庭支援センターであるが、子ども家庭支援セ ンターのみで対応するのでなく、それぞれの部署が当事者意識を持ち、 ケースに応じて関係する部署が連携して対応にあたることを確認した。

#### (2)ワーキングにおける啓発の実施結果

- ○ワーキングでは、ヤングケアラーに関する国・都の支援事業や既存のマニュアル等について内容を確認したうえで、関係機関への啓発の具体的な実施方法について検討を行った。
- ○当事者の体験談等によれば、必ずしも直ちにサービスにつなぐことが重要なのではなく、まずは身近な大人や支援者が、子どもの望むときに継続的に話を聞くだけで十分なサポートになることも多いとされている。 市で実施する啓発においては、やみくもに支援につなぐのではなく、まずは子どもの望むときに話を聞くだけでも十分である、という趣旨が啓発対象者に正しく伝わるよう留意した。
- ○支援にあたる各課の職員自身がヤングケアラーに関する一般的な知識を得ておく必要があるため、周知啓発の研修を関係機関に行うだけでなく、必要に応じて市職員に対しても行うこととした。

○周知啓発の研修はワーキングの検討結果を踏まえ、各部署で実施した(結果は資料編①のとおり)。研修資料についてはワーキングでひな型(資料編②)を作成したが、各部署で研修対象者に合わせて適宜資料の改変や追加資料の配布等を行った。

#### (3) その他

- ○ワーキング検討結果に基づく周知啓発の研修のほか、各部署で、ヤングケアラーに関する講演会等を実施した(資料編①「ヤングケアラーについての啓発でその他に実施したこと」欄参照)。
- ○厚生労働省が発行したヤングケアラーに関するポスター・チラシ「子ど もが子どもでいられる街に。」を関係機関、市内公共施設、市立学校等に 配布した。
- ○武蔵野市子どもの権利条例(令和5年4月1日施行)第10条第2項に、 ヤングケアラーを含めた保護者と家庭への支援などについて、「市と育ち 学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任また は役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないこと などの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのない よう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。」と規定した。

#### 3 今後のヤングケアラーへの支援について

- ○今年度実施した周知啓発により、各部署及び関係機関がヤングケアラー への意識を高く持つことになる結果、ヤングケアラーである可能性のある子どもの情報が、これまでよりも市に入ってくることが想定される。
- ○国や東京都の定義や支援内容も定まっておらず、また、ヤングケアラー を取り巻く状況は様々であるため、現時点では市全体の課題として捉え ていく必要がある。
- ○各部署は、前述の子どもの情報を受けたときは、子ども子育て支援課子 ども家庭支援センターに情報提供することとし、子ども家庭支援センタ ーでは受けた情報の取りまとめを行うとともに、必要に応じて各部署へ の調査や関係機関との連絡調整等を行う。
- ○個別の支援実施の必要性等については、収集した情報の内容を踏まえ、 子ども家庭支援センターが調整役となり、関係する機関と共に検討する。
- ○ヤングケアラーのいる家庭に対しては、「家庭全体への支援」を行うという考えのもと、関係機関で役割分担をして支援していくことが必要である。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以

上となったケアラーへの継続的な支援体制等も含め、市としての考え方を整理するための検討の場を設ける必要がある。

○ヤングケアラーの実態調査については、令和3年度に子どもの権利条例制定の検討のための市立小中学生向けのアンケートを行ったが、今後の再調査の必要性については第六次子どもプラン武蔵野の策定の中で改めて検討する。

#### 4 令和5年度の検討について

令和4年度に検討を行ったヤングケアラーへの支援も含め、令和5年度の子ども支援連携会議で検討すべき課題については、改めて令和5年度第1回会議において協議するものとする。

報告資料

## 各課でのヤングケアラーに関する研修実績一覧(令和4年度)

# 資料編①

	課名	研修対象者 (①内部職員②外部関係者)	参加人数(実績) (①②それぞれ)	実施時期 (①②それぞれ)	実施方法 (①②それぞれ)	ヤングケアラーについての啓発で その他に実施したこと
1	地域支援課	①地域支援課職員 ②民生・児童委員	①8人 ②83人	①3月2日 ②8月25日	①課内会議で研修実施 ②民生委員・児童委員を対象に研 修会を実施 講師 杏林大学 加藤雅江 先生	・在宅医療・介護連携推進協議会のパンフレットにヤングケアラーについて記載 ・主任児童委員部会でヤングケアラーに関する研修動画(東京都民生児童委員連合会作成)を視聴
2	生活福祉課	①生活保護ケースワーカー 福祉総合相談窓口 福祉コーディネーター	①25人	①1月12日	①課内の事務研究会で研修	
3	局齢者支援課	②居宅介護支援事業者、高齢者の在宅サービス事業者(居宅介護支援事業者、訪問介護・訪問リハビリ事業者及び訪問介護事業者)、在宅介護・地域包括支援センター	高齢者の在宅サービス事業者 63	②3月に開催された各 職種の連絡会議等で動 画視聴のご案内	②障害者福祉課と合同で作成した 動画の視聴	
4	障害者福祉課	①ケースワーカー ②相談支援事業所、障害者の在宅サービス事業者	①15人	①3月6日	①課内会議で研修を実施 ②高齢者支援課と合同で作成した 動画を市ホームページに限定公開 (相談支援事業所11か所へ4/11 に周知)	
5	健康課	①健康課専門職 ②乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん訪問等の母子 保健事業従事専門職(保健師・助産師・心理士)	①17人 ②40人程度	①1月12日 ②3月2日	①専門職会議での研修 ②母子保健事業連絡会内で10分 程度の短時間研修	
6	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター (子ども家庭相談担当)	①相談員 ②要保護児童対策地域協議会関係機関	① 6 人 ②実務者約114人	①②10月21日	①②要保護児童対策地域協議会の 研修として、ヤングケアラーを テーマに、成蹊大学澁谷教授によ る研修会を実施	
7	子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター (地域子育て支援担当)	武蔵野市民社会福祉協議会への委託事業(子どもの支援に係る地域連携の強化)において実施 ①市民社協職員 ②子ども食堂・学習団体	①20人 ②3団体5名	① 1月19日 ② 2月27日	①職員会議の中で実施 ②研修会の開催(欠席団体には後 日、動画URL送付済み。)	
8	子ども育成課	<ul><li>①ア:公立・協会立保育園園長</li><li>イ:子ども育成課職員</li></ul>	①20人	①ア:2月8日 イ:3月9日	①ア:園長会 イ:課内会議	

9	児童青少年課	②地域子ども館 学童クラブ支援員及び子ども 協会事務局員	②49人(44人+5人)	②12月12日	②第2回支援会議で研修	
10			①18人	①8月22日	①副校長を対象に研修を実施 「ヤングケアラーの実情と学校に 求められる対応について」 講師 成蹊大学文学部特別研究員 滝島真優 先生	(参考) 武蔵野市立小中学校教育研究会主催によるオンライン講演会(9月15日)「ヤングケアラー〜支援を要する児童・生徒への対応と学校の役割について」講師東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課課長代理社会教育主事土屋佳子氏
11	教育支援課	①教育相談員、スクールソーシャルワーカー、 チャレンジルーム指導員、帰国・外国人教育相談 室相談員	①約30人	① 1月11日	①職員研修	

#### ヤングケアラーへの支援について(○○課研修資料)

#### 1 ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行って いる子どもです。

たとえば下の図のようなことを行っている子どものことを言います。



障がいや病気のある家族に代 家族に代わり、幼いきょうだ わり、買い物・料理・掃除・ 洗濯などの家事をしている



いの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだ いの世話や見守りをしている



日を離せない家族の見守りや 声かけなどの気づかいをして



日本語が第一言語でない家族 や障がいのある家族のために 通訳をしている



家計を支えるために労働をし て、障がいや病気のある家族 を助けている



アルコール・薬物・ギャンブ ル問題を抱える家族に対応し



がん・難病・精神疾患など慢 性的な病気の家族の看病をし



障がいや病気のある家族の身 の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている

(出典:厚生労働省ホームページ)

### 2 ヤングケアラーになることの影響

- ○子どもが果たす家庭内役割(家族のケア、お手伝いの範囲や程度)は、時代、文化、地域などによって異な ります。子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感などを育みま す。
- ○一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、子ども自身の 心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影 響などが出てくることがあると報告されています。ここでいう過度な負担とは、実質的なケア時間などの 量的な負担だけでなく、本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなどの質的な負担も含 まれます。
- ○具体的には、過度に家族のケアを担うことで、勉強に取り組むことや子どもらしい情緒的な関わりができ ず、年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなってしまう可能性があります。また、家族の期 待に過剰に適応するあまりに、家族に負担をかけてはいけないと自分の希望を言えなくなったり、進学を 諦めてしまったりすることも考えられますし、家族のケアが長期化することで自立が遅くなったり、できな くなってしまう可能性もあります。

(出典:「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ~ケアを担う子どもを地域で支える ために~」令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ)

#### 3 武蔵野市内のヤングケアラーの状況

令和3年に、市立学校の小学4年~中学3年の全児童生徒を対象として、学習者用コンピュータ(タブレット端末)による無記名回答で行ったアンケート(子どもの権利に関するアンケート:回答総数 3,743 件)では、市内のヤングケアラーの状況について、以下のことが分かりました。

#### ○家族の中に、あなたがお世話をしている人はいますか?

いる:441人(11.8%) いない:3,169人(84.7%) その他:133人(3.6%)

○「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、だれのお世話をしていますか?(あてはまるものすべて選択)

母親:177 父親:106 祖父母:102 姉・兄:72 妹・弟:288 その他:53

#### ○「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、どんなことを行っていますか?(あてはまるものすべて選択)

内容	合計	
家の中の家事(家事の用意、後かたづけ、洗たく、そうじなど)をしている。	277	
家庭の管理(買い物、家の修理をする、重いものを運ぶなど)をしている。		
お金の管理(支払いの書類を処理する、銀行でお金を出し入れするなど)している。	15	
言葉やコミュニケーションのサポート(家族のために通訳をする、書類や手紙などを説明して対応するなど)をしている。	39	
病院に行くのにつきそう		
入院中や施設にいる家族に会いに行く。		
医療的ケア(管で栄養を入れる管理、たんの吸引など)をしている。		
身の回りのケア(衣服の脱ぎ着の世話、入浴やトイレの世話、移動の世話など)をしている。		
気持ちのケア(その人のそばにいる、元気づける、話しかける、見守る、その人を散歩に連れていくなど)をしている。		
きょうだいのケア(自分一人で、あるいは親と一緒に、きょうだいの世話をする)をしている。		
その他	45	

# 〇「いる」と回答した人に聞きます。家族のお世話をしているために、自分の生活にどんなえいきょうが出ていると思いますか。(あてはまるものすべて選んでください。)



#### 4 ヤングケアラーに関連する各種サービス

(1)武蔵野市が行っているもの

#### 相談先

- ○子ども家庭支援センター(ヤングケアラーに関する相談全般)
- ○福祉に関する総合相談(どこに相談して良いかわからない福祉の相談)
- ○教育支援センター(子育てや成長・発達に関すること、学校生活に関すること等の相談)
- ○市派遣相談員(市立小中学校での児童生徒、保護者及び教職員に対する相談) (※)スクールカウンセラーは東京都の事業
- ○スクールソーシャルワーカー(小中学生の不登校や家庭の問題等についての相談)
- ○帰国・外国人相談(帰国・外国籍・国際結婚家庭の小中学生の学校生活における言葉・文化の違いからくる さまざまな課題についての相談)
- ○こころの健康相談(専門職によるメンタルヘルスに関する相談)
- ○健康なんでも相談(健康に関する相談全般)
- ○在宅介護・地域包括支援センター(高齢者の相談、家族介護者の支援)
- ○基幹相談支援センター(障害や難病のある方の相談、障害福祉サービスの支給)
- ○民生委員・児童委員(福祉に関する相談全般、相談の内容に応じ市の窓口や関係機関への橋渡し)
- ○若者サポート事業「みらいる」(人とのつながりや「次へのステップ」に踏み出す足がかりを求めている概ね 15 才から 18 才までの若者を対象に個別相談を実施。)

#### 支援制度(ヘルパーなど)

- ○障害者福祉サービス(障害や難病のある方を対象として、居宅介護などのサービスを提供する)
- ○介護保険サービス(要支援・要介護認定のある方を対象として、居宅介護などのサービスを提供する)
- ○子育て支援サービス(産前・産後支援ヘルパー、ファミリー・サポート・センターなど)
- ○ひとり親家庭支援サービス(ひとり親家庭ホームヘルプサービスなど)

#### ヤングケアラーの居場所

- ○若者サポート事業「みらいる」(概ね 15 才から18才までを対象に、自分の進路を探すために安心して参加できる活動の場を提供)
- ○プレーパーク事業(境冒険遊び場公園で週5日間、普通の公園では出来ないような遊びが出来るプレーパーク事業を実施している(その他市内2か所で週1日実施)。また、そのプレーパークで出会った生活に課題を抱える中高生に対し居場所を提供。
- ○ひきこもりサポート事業「それいゆ」(15 歳から 49 歳までのひきこもりで悩んでいる方を対象にフットサルやワークショップなどを行っている)

#### その他

○障害のある子どものきょうだい児への支援(年2回きょうだい交流会を開催)

#### (2)武蔵野市以外で行っているもの

厚生労働省のウェブサイト「子どもが子どもでいられる街に。」では、ヤングケアラーに関する相談窓口のほか、ヤングケアラー当事者・元当事者同士の交流会、家族会なども紹介されています。

一般に、ヤングケアラーの当事者である子どもたちは、自分のことを話せる場所がないことが多いと言われています。当事者会の中にはオンラインの交流会を実施している団体もありますので、参考にしてください。

(※)厚生労働省のサイト「子どもが子どもでいられる街に。」

https://www.mhlw.go.jp/young-carer/(右の二次元コードからもアクセス可)



#### 5 ヤングケアラーの子どもに気づいたら

- (1)ヤングケアラーではないか?と気づくきっかけの例
- ○家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- ○しっかりしすぎている
- ○優等生でいつも頑張っている
- 〇子ども同士よりも大人と話しが合う
- ○周囲の人に気を遣いすぎる
- ○服装が乱れている
- ○児童・生徒から相談がある
- ○保護者面談に来ない
- ○幼いきょうだいの送迎をしていることがある
- ○日常の家事をしている姿を見かけることがある
- ○学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- ○毎日のようにスーパーで買い物をしている
- ○毎日のように洗濯物を干している
- 〇子ども食堂での様子に気になる点がある
- 〇児童から家族ケアの相談がある など

#### (2)ヤングケアラーと思われる子どもと接するときのポイント

- ○本人が困っていないのに、無理やり話を聞き出そうとしないことが重要です。
- ○すぐに支援をしたくなりますが、子ども自身は必ずしも支援を求めていないことがあります。虐待と思われるような事例以外では、まずは本人の気持ち、意思(可能であれば家族も)を確認することが重要です。
- ○ヤングケアラーは自分や家族のことを話す相手がいないことが多くあります。周りの人にできることは、まずは本人に寄り添い、その話を聞くことです。それだけで十分な支援になる場合もあります。必ずしもヘルパーなどの支援サービスだけが重要なわけではありません。
- ○ケアしていること自体を否定したり、ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しをしたりしないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢が重要です。

#### (3)支援が必要と思われる場合

- ○武蔵野市では、関係部署が連携してヤングケアラーへの支援にあたっています。
- ○支援が必要と思われるヤングケアラーがいた場合、声を掛けられそうな状況なら、(2)で挙げられた点に 注意しつつ、その子どもの話を聞いてみてください。本人が特別な支援を必要としない場合、継続的に話 を聞くだけでも支援になります。
- ○市の専門的な支援につなぐことが必要と思われる場合、本人の意思を確認したうえで、○○課○○係にご相談ください。
  - (※)虐待が疑われる場合は意思確認不要です。直接子ども家庭支援センターへ通告をお願いします。
  - (※)本人の同意が取れないが、どうしても子どものことが心配だという場合は、子どもの個人情報は言わずに、「こういう子どもがいるが、どのようにすればよいか」と、○○課○○係にご相談ください。
- ○ご相談を受けた○○課○○係は、子ども家庭支援センターに情報を共有します。子ども家庭支援センターは、必要な支援について助言、または関係する支援機関の役割分担などを行います。
- ○ご相談を寄せてくださった方へは、○○課○○係から、今後の対応について、ご連絡します。

#### ○武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

平成27年6月10日要綱第126号

改正

平成30年7月24日要綱第107号 令和元年7月18日要綱第71号 令和2年4月1日要綱第55号 令和3年4月1日要綱第3号

武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

(設置)

第1条 第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害又は貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、武蔵野市子ども支援連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 連携会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。
  - (1) 障害のある子ども及びその家庭の状態に応じた切れ目のない支援の在り方に関すること。
  - (2) 子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるための必要な支援の在り方に関すること。
  - (3) 前2号に掲げる支援を行うために必要な所管変更を含めた体制づくりに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもが地域の中で健やかに成長するための環境づくりに市 長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 連携会議は、次に掲げる職にある者をもって構成し、市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 健康福祉部長
  - (2) 子ども家庭部長
  - (3) 教育部長
  - (4) 健康福祉部地域支援課長
  - (5) 健康福祉部生活福祉課長
  - (6) 健康福祉部障害者福祉課長
  - (7) 健康福祉部健康課長

- (8) 健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
- (9) 子ども家庭部子ども子育て支援課長
- (10) 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
- (11) 子ども家庭部子ども育成課長
- (12) 子ども家庭部児童青少年課長
- (13) 教育部統括指導主事
- (14) 教育部教育支援課教育相談支援担当課長

(座長)

- 第4条 連携会議の座長は、子ども家庭部長とする。
- 2 座長は、会務を総括し、連携会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 連携会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 2 連携会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (部会)
- 第6条 連携会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、連携会議が指示する課題について検討を行い、その結果を連携会議に報告するものとする。
- 3 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

(ワーキングチーム)

- **第7条** 連携会議は、必要があると認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 2 ワーキングチームは、連携会議の委員がその所属する職員のうちから指名するものをもって構成する。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

**付** 則 (平成30年7月24日要綱第107号)

この要綱は、平成30年7月24日から適用する。

付 則(令和元年7月18日要綱第71号)

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

付 則(令和2年4月1日要綱第55号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和3年4月1日要綱第3号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

令和4年度 子ども支援連携会議 委員

職名	氏名
健康福祉部長	山田 剛
健康福祉部保健医療担当部長	一ノ関 秀人
子ども家庭部長	勝又隆二
教育部長	樋爪 泰平
健康福祉部地域支援課長	福山 和彦
健康福祉部生活福祉課長	宮本 亮平
健康福祉部相談支援担当課長	長坂 朋子(※)
健康福祉部障害者福祉課長	齋藤 康子
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長	寺井 一弘
子ども家庭部子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども家庭部子ども育成課長	吉田 竜生
子ども家庭部児童青少年課長	岡 達人
教育部統括指導主事	髙丸 一哉
教育部教育相談支援担当課長	勝又 玲子

(※) オブザーバーとして参加

令和4年度 子ども支援連携会議 ワーキングスタッフ

職名	氏名
主事	木島 詩央
課長補佐	馬庭 和子
係長	深澤 挙一
担当係長	吉村 彩子
主事	荒井 明香
担当係長	髙橋 彰
担当係長	村重 紗央理
係長	鹿島 昌吾(※)
主任	碇 祥穂(※)
主任	福原 綾乃(※)
主事	児玉 郁子
係長	岡野 行男
指導主事	長谷川 美穂
課長補佐	伏谷 寿洋
係長	横山 美江
主任	林 純一郎
主事	河合 柾
	職名 主事 課長補佐 係長 担当係長 担当係長 担当係長 主主係長 主主任 主兵 指導長 指導主補佐 接長 上主兵 長 上主任 主兵 長 上主任 主兵 長 上主任 主兵 長 上主任 上主兵 長 上主 長 上主 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

(※) 事務局担当

#### 令和4年度子ども支援連携会議 検討経過

日時	会議種別	内容
		(1)これまでの経過について
令和4年5月9日	連携会議(親会議)	(2)令和4年度子ども支援連携会議の進め方につい
		て
△€□4年6日19日	第1回ワーキング	(1)今年度の検討事項とスケジュール
令和4年6月13日		(2)ヤングケアラーに関する啓発について
△手□4年7月99日	第2回ワーキング	(1)ヤングケアラーに関する支援について
令和4年7月22日		(2)ヤングケアラーに関する啓発について
△手□4年0日6日	連携会議(親会議)	(1)各課題の検討状況について
令和4年9月6日		(2)ワーキング中間報告について
令和4年10月 <b>6</b> 日	第3回ワーキング	(1)ヤングケアラーに関する支援について
77和4平10月6日		(2)ヤングケアラーに関する啓発について
令和4年11月29日	第4回ワーキング	ヤングケアラーに関する啓発について
	連携会議(親会議)	(1)各課題の検討状況について
令和5年3月28日		
		(2)令和4年度子ども支援連携会議報告について

武蔵野市子ども支援連携会議 令和4年度報告書

令和5年4月

子ども家庭部子ども子育て支援課 (子ども支援連携会議事務局)